（別紙１）

○農林水産省告示第三百四十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年二月二十日

農林水産大臣　坂本　哲志

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）